

「小樽市駐車場整備事業経営戦略(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2人
2 意見等の件数	7件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	1の(2)料金形態について、近隣駐車場の料金や、(3)で市の収入をもとに見直すとありますが、それはどうなのかと思ひます。市営ならば、収益性を優先せず、市民の利便性や、周辺地域の商店への影響を踏まえて、慎重に料金を設定した方が良いでしょうと思ひます。	近年、小樽駅周辺において民間が経営する駐車場が増えている状況にあります。市営駐車場の利用料金については、より低廉な料金を設定した場合、民間駐車場に対する民業圧迫にもなりかねないため、定期的に近隣駐車場の料金設定を調査し、その結果を踏まえ、民間駐車場料金と乖離しないよう慎重に設定することが望ましいと考えております。素案のとおりといたしますので、ご理解の程、よろしくお願ひします。
2	2の(2)利用料金収入の見直し、および4の(2)②について、更なる利用の促進と強い経費削減要請を述べていますが、慎重に行った方が良いでしょうと思ひます。オーバーツーリズムで、市民が利用し難くなつては、困ります。経費削減が過度になると、事故などの惨事が発生し易くなると考えられます。やはりここも、営利ではなく、市民の利便性と安全を優先的に考えて頂きたいと思ひます。	市営駐車場として運営をしていくにあたり、駐車場内での安全を確保するという面を第一に考えております。過度な経費削減を求めものではなく、機器の設備点検、除排雪、警備にかかる経費など、安全性を担保するために必要な施設管理経費は確保した上で、適切な経費削減に努めて参ります。素案のとおりといたしますので、ご理解の程、よろしくお願ひします。
3	4の(3)①について、ほぼ現行維持を述べていますが、それで良いのでしょうか。利用者の声が反映されていないような気がします。アンケート等を実施し、本当に課題は無いのか、検討した方が良いでしょうと思ひます。	利用者の声を反映させるための利用者アンケートについては、通年で駐車場内にアンケート回収箱を設置し、実施しております。毎年、年間で1件程度のご意見を頂いておりますが、これまでの現行管理において特段、要望などといった内容のご意見はいただけていないため、現行維持といたしました。素案のとおりといたしますので、ご理解の程、よろしくお願ひします。
4	財政部などが指定した「事業経営戦略」様式に基づいた市内部の資料をそのままパブリックコメント資料として提示するのは市民に対してとても不親切と言わざるを得ない。	この「事業経営戦略」様式は総務省で定めた経営戦略策定・改定マニュアルの様式に基づいたものでありますので、御理解の程、よろしくお願ひします。 なお、令和12年度に全面改訂を行う際には、見直しの概要をわかりやすく整理した資料を作成、添付する考えです。
5	グラフの棒をカラーにする必要はない。経費の無駄である。	本事業に係る経営戦略において、棒グラフについてはカラーではなく白黒にしても「わかりづらい」というものではないものと考えますが、棒グラフをより見やすくするために着色し、カラーによる紙媒体を配布させていただいたところでもあります。この紙媒体は、総合サービスセンターや図書館などに設置しておりますが、その部数については必要最小限のものであると考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願ひします。
6	計画期間内の投資を予定していないため目標を設定しないと記載されるが、投資を予定しないという表現で十分である。目標を設定しないというのはおかしい。	総務省が定めた経営戦略策定・改定マニュアルに従った目標の項目であり、目標の設定の有無を含めた記載が必要であることから、このように記載をさせていただきました。素案のとおりといたしますので、ご理解の程、よろしくお願ひします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	指定管理者制度適用下のもと、経費含む適正化に対する小樽市の基準や考え方はないのか？指定管理者に対して必要に応じて経費の削減を求めていくという表現は発注者側の一方的な考えではないのか？	指定管理者制度は「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としており、指定管理者の提案による経営が認められております。一方で、間接的には市の歳入に大きく係ってくることから、指定管理者と協議の上、必要に応じて経費の節減を求めて参ります。素案のとおりいたしますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

- * 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。
- * 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。